

(庶ろ-03)

平成28年8月8日

地方裁判所長 殿

[東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸,
名古屋, 広島, 福岡, 仙台, 札幌, 高松]

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

平成28年度民事事件担当裁判官協議会の協議結果要旨について（送付）

平成28年7月7日に開催された標記の協議会における協議結果要旨を別添のとおり取りまとめましたから、参考までに送付します。

この協議結果要旨は、審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策や争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方に関する高等裁判所の陪席裁判官及び地方裁判所の部総括裁判官の意見交換の内容を取りまとめたものであり、各庁における今後の議論を進めるに当たっての参考になると思われますので、所長におかれましても御一読いただくとともに、協議員のほか民事事件を担当する裁判官に配布していただくなどして、適宜御活用いただけるようよろしくお取り計らいください。

平成 28 年度

民事事件担当裁判官協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成 28 年 7 月 7 日に、各高等裁判所の民事事件を担当する陪席裁判官並びに東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官が出席して開催された民事事件担当裁判官協議会において協議された結果の要旨を取りまとめたものである。

【本協議会の概要】

1 本協議会の内容

本協議会は、民事事件を担当する高等裁判所の陪席裁判官8名及び地方裁判所の部総括裁判官13名の出席の下、(1)審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策及び(2)争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方について協議するために開催されたものである（資料1参照）。

(1)は、裁判の質の更なる向上を図っていくためには、一人一人の裁判官が、様々な外部的視点を積極的に取り入れて、自らの審理運営や判断の内容を客観的に省みていくことが有益と考えられることから、自己の審理判断の状況等を客観的に把握する意義等について協議した上で、外部的視点を取り入れるための方策として考えられる①控訴審判決の活用、②高等裁判所と地方裁判所との意見交換、③地方裁判所の内部における意見交換及び④裁判所と弁護士会との意見交換等について、それぞれ各庁の取組の実情や工夫例等を共有することにより、部の機能の活性化を始めとする裁判の質の向上に向けた取組の参考とし、各庁における今後の更なる取組につなげることを趣旨としたものである。また、(2)は、昨年度の協議会等で、争点整理について、裁判所と当事者との間で、主要な争点や審理の見通しに関する認識が必ずしも共有されていない現状があるという問題意識が一定程度共有されたこと等を踏まえ、民事訴訟法が志向する争点整理手続の在り方と現在行われている争点整理手続とにかく離がないかといった点について協議した上で、設例（資料6）を用いつつ、争点整理の段階ごとに、中心的な争点を把握するための訴訟指揮の在り方や争点整理を充実させるために裁判所に求められる役割について意見交換することにより、民事訴訟法が志向する争点中心型審理を実現するために、裁判所の果たすべき役割について、改めて確認することを趣旨としたものである。

高等裁判所と地方裁判所から近い数の裁判官が出席する全国規模の協議会は、これまで余り例がないが、これは、上記の趣旨に鑑み、裁判所内の異なる立場からの視点も踏まえつつ、協議員各自の経験に基づき、率直に議論していただくことを企図したものである。

2 協議結果の概要

本協議会の協議結果の概要是以下のとおりである（詳細は本文を、協議会で配布された資料は、別添資料をそれぞれ御覧いただきたい。）。

(1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策

裁判の質の更なる向上を図っていくためには、一人一人の裁判官が、実情に即した問題意識を持つ必要があることを踏まえ、まず、地裁の審理判断の状況及び課題、自己の審理判断の状況を客観的に把握する意義及び方策について協議が行われたところ、高裁が指摘する地裁の審理判断の問題点は個別事案の単なる病理現象というだけでは済まされず、自己の審理判断の状況を客観的に把握することは、自らの審理判断を反省するきっかけになるものとして意義があるとの意見が出され、異論はなかった。そして、このような客観的な把握を行うためには、自己の審理判断が他者からどのように見られているかを意識するメンタリティを持つこと（意識改革）が重要であり、様々な外部的視点を積極的に取り入れる必要があるとの問題意識が共有された。

その上で、外部的視点を取り入れるための方策について、具体的に協議がされた。まず、①控訴審判決の活用については、多くの高裁から、取消変更判決に限らず地裁の参考となる判決の写しを広く原裁判体等に参考送付している実情が紹介され、地裁からは、送付された控訴審判決の写しや確定等により第一審に戻された記録を用いた部内での意見交換や庁全体での検討会等を行っているとの活用例が紹介された。また、②高等裁判所と地方裁判所との意見交換については、年1回程度の定期的な意見交換会等において、具体的な事例を用いて意見交換を行うようにしたといった工夫例が紹介されたほか、様々な構成、テーマ等による意見交換が行われている実情が紹介された。そして、③地方裁判所の内部における意見交換については、部内での意見交換について、充実した合議を行うため、合議の時間の確保といった右陪席の実質的な関与を可能にするための各種の工夫や、付合議の理由を一覧表にして合議相当事件についての認識を共有するといった合議相当事件を確実に合議に付すための取組が紹介されたほか、部を超えて庁内で合議の在り方や単独事件の審理運営について意見交換を行う各種の取組も紹介された。さらに、④弁護士会との意見交換等については、弁護士による講演や、外部経験のある職員に対して裁判所の問題点についてアンケートを実施した取組等が紹介され、多様な外部的視点を取り入れることの必要性・有益性が確認された。

(2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方

民事訴訟法が志向する争点整理の在り方と争点整理の現状とのかい離の有無や、かい離が生じる要因及び裁判の質に与える影響について協議されたところ、争点整理の現状として、必ずしも活発な口頭議論が行われていないとの意見が多く、それにより、当事者の主張立証が散漫になるなどの影響が生じているとの指摘がされた。また、かい離の要因については、当事者側の要因だけでなく、裁判所側の準備不足や消極的姿勢といった要因も指摘され、裁判所としては、当事者の訴訟活動の現状等を踏まえ、充実した審理を実践するためにどのような役割を果たすべきかを検討する必要があるとの認識で一致した。

続いて、上記の裁判所が果たすべき役割について、①争点整理開始前、②争点整理中、③争点整理終了の各段階における役割について、設例（資料6）を用いるなどして、意見交換が行われた。

①争点整理開始前における役割に関しては、争点整理に入る前提となる基礎資料について当事者に提出を求めるに異論はなかったが、紛争の背景事情について、どの程度証明を求めていくかについては意見が分かれた。また、②争点整理中における役割に関しては、当事者との認識共有に関し、争点整理序盤では、審理の方向性（法的判断枠組み）を固めるべく、裁判所の問題意識や方針を明確に示すべきであるとの意見が出され、また、争点整理中盤では、終盤に至って新たな主張が出されたり、控訴審で当事者から不意打ちとの主張がされたりすることがないように、暫定的心証開示や求証明を積極的に行い、間接事実レベルの争点も含めて、当事者との認識共有を図る必要があるとの意見が出され、これらの意見に異論はなかった。

③争点整理終了段階における役割については、まず、人証調べに関し、高裁協議員から、事実に争いがあるにもかかわらず陳述書だけで判決を書いている事案が多いとの指摘等があったが、協議員の間では、争点の判断に必要であれば尋問を行う

べきであることに異論はなく、さらに、書証により一応の認定が可能な場合であっても、判決の説得力や当事者の納得という観点から、事実関係に争いがある以上、基本的に尋問を行うべきとの意見が大勢を占めた。また、争点整理の結果の記録化については、地裁協議員から、具体的な表現で調書に記録化すると尋問後に争点についての認識が変化したときに判決の記載とそごが生じてしまうことをおそれて、争点整理の結果を調書に記録化することに消極的になる傾向があるとの意見も述べられたが、高裁協議員からは、調書の記載に必要以上に拘束される必要はなく基本的には判決の時点で適正な争点を書けばよいとの意見が出され、地裁協議員からも、当事者と争点を確認し、当事者と共有した事項である以上は調書に記載するようにしているとの実情が紹介され、これに消極的な意見は特になかった。さらに、和解に関し、高裁協議員から、和解勧試を行うのが相当な事案であるにもかかわらず、地裁において全く和解勧試をしていない事案が多く見られるといった指摘があったが、当事者が和解を拒絶するような姿勢を示していても最終的には和解が成立する事案も多数あるので、むしろ感情的対立が激しい事案においてこそ積極的に和解を試みるべきであるとの意見が大勢を占めた。

(3) 民事局からの情報提供

民事局から、①民事執行法の改正、②民法（相続関係）等の改正、③民事情報データベース、④消費者裁判手続特例法関係、⑤テレビ会議の積極的活用及び⑥民事調停の一般広報用ツールについて、それぞれ情報提供を行った。

以上

目 次

協議事項(1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策.....	1
1 審理判断の状況等を客観的に把握する意義	1
(1) 地裁の審理判断の状況及び課題、課題が生じる要因	1
(2) 裁判の質を向上させるために、自己の審理判断の状況を客観的に把握する意義及び方策	1
2 高等裁判所からの控訴審判決の還元	2
(1) 高裁による控訴審判決の還元の実情	2
(2) 地裁における控訴審判決の活用の在り方	2
3 高等裁判所と地方裁判所との意見交換	3
(1) 取組の実情・工夫例	3
(2) 高裁内における地裁の審理状況等についての情報共有の在り方等	3
(3) 地裁内における意見交換の結果の活用状況	4
4 地方裁判所内部における意見交換	4
(1) 部内の裁判官との意見交換	4
ア 合議事件についての意見交換	4
イ 単独事件についての意見交換	6
(2) 部外の裁判官との意見交換	6
5 弁護士会との意見交換等	7
(1) 弁護士会との意見交換の在り方及び留意すべき事項	7
(2) その他の情報の活用の在り方	7
協議事項(2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方	7
1 争点整理の現状と裁判の質への影響	7
(1) 民訴法が志向する争点整理の在り方（裁判所の果たすべき役割といった視点も含む。）と争点整理の現状とのかい離の有無	7
(2) 上記のようなかい離が生じる要因及び当該かい離が生じることによる裁判の質への影響	7
2 争点整理を充実させるために裁判所の果たすべき役割	8
(1) 争点整理開始前（実質的答弁書が提出された段階）における役割	8
(2) 争点整理中における役割	9
ア 中心的争点を把握するための訴訟指揮及び当事者との認識共有	9
イ 中長期的な審理の見通しの検討と当事者等との認識共有	9

ウ 付隨的申立てへの対応.....	11
エ 期日間準備	11
(3) 争点整理終了段階における役割.....	11
ア 人証調べや鑑定等の検討.....	11
イ 争点整理を終結するに際して当事者と確認すべき事項と結果の記録化.....	13
ウ 紛争解決の方向性の再確認（当事者の意向聴取等）	13
エ その他	14
民事局からの情報提供.....	14

協議事項(1) 審理判断の状況等を客観的に把握して裁判の質を高める方策

1 審理判断の状況等を客観的に把握する意義

(1) 地裁の審理判断の状況及び課題、課題が生じる要因

【資料3・4～18頁参照】

地裁の審理判断の状況等については、事前アンケートの回答（資料3・4～18頁）において、地裁からは事件自体の性質や当事者・代理人の変化を指摘する意見が多かったのに対し、高裁からは地裁の審理判断の問題を指摘する意見が多かったことについて、地裁は全事件の傾向等に着目しているのに対し、高裁は控訴された事件（当事者が納得していない事件）のみを前提としているので個別具体的な問題点についての厳しい意見になりやすいとの指摘があり、異論はなかった。

もっとも、高裁協議員からは、事件の性質や当事者等の変化を踏まえても、なお地裁の審理や判決に問題があると感じことがあるとの意見や、地裁の審理の在り方に問題がないことが記録から分かるようになっておらず、争点整理の記録化の問題も含めて地裁には課題があるとの意見が示され、地裁協議員からも、高裁からの指摘は個別事案の単なる病理現象（他人事）というだけでは済まされないのではないかとの意見や、地裁では、多くの事件を日々悩みながら処理しているが、悩んで出した結果に問題があるという認識がない場合もあるので、独りよがりになっていないかを意識し、様々な人の意見を聞くことは重要であるとの意見が出され、異論はなかった。

(2) 裁判の質を向上させるために、自己の審理判断の状況を客観的に把握する意義及び方策

（自己の審理判断の状況を客観的に把握する意義）

自己の審理判断の状況を客観的に把握する意義については、自らが正しいと思い込んでいる審理判断を独力で改めることは困難であり、他の裁判官の審理判断や控訴審判決等を通じて自己の審理判断の状況を客観的に把握することは、自己の審理判断を反省するきっかけになるものとして重要であるとの意見が出され、異論はなかった。そして、このような客観的な把握を行うためには自己の審理判断が他者からどのように見られているのかを意識するメンタリティを持つこと（意識改革）が必要であるとの認識で一致したが、そのような意識改革が進んでいるとは言い難いとの意見も複数あった。

なお、この点については、例えば、必要な人証調べをせずに陳述書に基づいて判決を書いている裁判官や、要領よく事件を処理するために紛争の実相に迫ろうとしない裁判官は、控訴審判決等に接しても自己の審理判断を改めない傾向があるが、これは、そのような審理判断をしても統計上（既済事件等）はむしろ良い数字が出るため、意識改革が進みにくく、問題があること自体も周囲から把握されにくいことによるものであるとの指摘があり、今後、様々な外部的視点を取り入れるための更なる取組が必要であるとの認識で一致した。

（自己の審理判断の状況を客観的に把握する方策）

自己の審理判断の状況を客観的に把握する方策については、地裁協議員から、具体的な事例を取り上げた勉強会の開催、高裁から参考送付された控訴審判決や確定等により第一審に戻された記録の部内での回覧等といった新たな試みが行われているとの紹介があったところ、これらの試みは非常にドラスティックではあるが、自己の審理判断の状況を客観的に把握する上では、このように外部的視点を取り入れて裁判の質の向上を図ることが有益であるとの意見が出され、異論はなかった。

2 高等裁判所からの控訴審判決の還元

(1) 高裁による控訴審判決の還元の実情

【資料3・19～23頁参照】

高裁による控訴審判決の還元については、多くの高裁協議員から、地裁の判決を取り消したり変更したりする判決だけでなく、控訴棄却であっても理由を大きく変更するもの（高裁協議員からは、このような判決がされる場合には地裁の審理判断に問題があることが多いとの意見が複数述べられた。）など地裁の参考となる判決も広く還元（写しを地裁の原裁判体に送付すること）している実情が紹介され、さらに、そのような判決を原裁判体のみならず管内各庁に送付している例や控訴審で和解により終了した事件についても還元している例も紹介された。地裁協議員からは、高裁からそのような情報提供を受けることについて否定的な意見はなかった。

なお、高裁協議員からは、地裁に控訴審判決を送付する際に補足説明メモを添付している例、地裁に伝えたい内容が分かるように控訴審判決の書き方を工夫している例等も紹介されたが、これらは基本的に個別の裁判体（特に裁判長）の方針によるものが多く、参考送付の範囲や控訴審判決の書き方についても裁判体により幅があることがうかがわえた。また、個別の事件を処理する控訴審の立場や地裁の裁判官の受け止めにも配慮する必要性が指摘され、控訴審判決を裁判の質の向上に役立てるためには、個別の裁判体によって対応するのではなく、高裁の庁全体として、控訴審判決の在り方や還元の態様・程度についても更に議論する必要があるとの意見が出され、異論はなかった。

(2) 地裁における控訴審判決の活用の在り方

【資料3・19～23頁参照】

地裁における控訴審判決の活用については、地裁協議員から、高裁から参考送付された控訴審判決のみならず、確定等により戻された記録を部内で回覧する取組を始めたことにより、部内の他の裁判官の単独事件の審理判断の状況を把握したり、意見交換をしたりすることができるようになった例や、控訴審判決を部内で議論するだけでなく庁全体で議論する取組を始めた例が紹介された。なお、一部の地裁からは、確定等により地裁に戻された記録が当然には原裁判体に回覧されない実情が紹介されたが、これについては、高裁協議員から、地裁の審理に問題のある事案が控訴審で和解により解決することも多いので、地裁の裁判官には和解で終局した事件の記録も見てもらいたいとの意見があり、当該地裁の協議員からも、上記の取扱いについては改善が必要であるとの意見

が述べられた。

上記のように控訴審判決等を部内で回覧したり議論したりする取組については、自らの審理判断を問題とされることについての心理的抵抗感や他の裁判官の記録を読み込む負担等が積極的な議論を行う上でのい路となり得るとの指摘もあったが、高裁経験のない地裁の裁判官は控訴審の判決や和解調書を見るだけでは高裁が地裁の審理判断のどこを問題にしたのか推測しにくいので、高裁経験のある裁判官等からアドバイスを受ける機会があることは重要であるといった肯定的な意見が大勢を占めた。

なお、これらの取組によって、単独事件の処理についても他の裁判官の批判にさらされるようになることは、非常に大きな変化であり、裁判の独立との関係も問題となり得るとの指摘があったが、議論の仕方や高裁からの還元の態様・程度によっては押し付けになつたり萎縮的効果を生じさせたりするおそれがあるものの、裁判の独立とは自ら判断を行うということであり、一旦判断をした後に他者からの批判にさらされるのはむしろ当然であり、基本的に問題は生じないと認識で一致した。そして、地裁においては、率直な議論が行われ、各裁判官が他者の客観的な意見を聞くことができる雰囲気作りが必要であるとの指摘もあった。

3 高等裁判所と地方裁判所との意見交換

(1) 取組の実情・工夫例

【資料3・24～29頁参照】

いずれの高裁においても、管内の各地裁との間で年1回程度の定期的な意見交換を行っているところ、このような意見交換については、議論を活性化するため、①高裁の複数の裁判官が異なる意見を述べ合うようにしている、②具体的な事例に基づいて意見交換を実施するようにした、③あらかじめ高裁の問題意識を地裁に伝えている、④分科会方式を採用して人数を絞り、実質的な意見交換ができるようにしたといった工夫例が紹介された。

また、上記の意見交換の他にも、特定の事件類型に特化した意見交換会や、比較的少数の構成員による合議事件の事例検討会、有志による事実認定研究会や判決書勉強会等を行っている府も複数あり、それぞれ、活発な議論が行われている状況が紹介された。

なお、複数の高裁管内において、実際の事例を用いた事例検討会が実施され、又はその実施が検討されていることが紹介された。このような事例検討会については、管内の事例を用いるとその裁判官を糾弾するようなことになりかねないといったい路が指摘されたが、審理判断の問題点について具体的に意見交換することができるといった観点から実施に積極的な意見が多く、上記のようない路を乗り越える必要があるとの意見も紹介された。

(2) 高裁内における地裁の審理状況等についての情報共有の在り方等

【資料3・24～29頁参照】

高裁内における地裁の審理状況等についての情報共有の在り方等については、地裁と

の定期的な意見交換に関し、①これまで意見交換に出席する高裁部総括の個別の考え方に基づいて地裁と意見交換をしていたが、高裁部総括の個性を生かせるというこれまでのメリットを残しつつも、高裁全体としての問題認識を一致させて統一的なメッセージを地裁に対して示すことができないか検討している、②基本的には意見交換に出席する部の裁量に委ねつつも、地裁からの質問事項については高裁全体で共有し、地裁側の問題意識を共有するようにしているといった実情が紹介された。

(3) 地裁内における意見交換の結果の活用状況

【資料3・24～29頁参照】

高裁と地裁との意見交換の結果の地裁内における活用については、特定の事件類型に特化した意見交換の結果に関し、支部も含めて管内で共有し、審理に役立てているとの紹介があったほかは、協議結果自体は広く周知・還元されているものの、その活用については、これまでのところ部内で話題にする程度にとどまっているとの指摘が多くなった。

この点については、地裁協議員から、今後の地裁の審理に生かせるような話題事項を設定し、意見交換の後に、地裁において更に問題を掘り下げていくという仕組みができるのか検討しているとの実情紹介があった。

4 地方裁判所内部における意見交換

(1) 部内の裁判官との意見交換

ア 合議事件についての意見交換

【資料3・30～43頁参照】

(合議の在り方)

充実した合議が行われるためには、右陪席が合議に実質的に関与することが重要であるとの認識で一致した。そして、右陪席の実質的関与を可能にするためには、右陪席が準備をした上で合議に参加することができるよう、合議やその準備のための時間を確保したり、重要書証の写しや時系列表といった資料を提供したりすることが必要であるとの意見が複数述べられた。もっとも、右陪席の経験や能力・意欲にはかなりの幅があり、これに応じて参加の在り方を考える必要があるところ、経験年数の短さ等から単独事件の処理に時間を取られるがちな右陪席については、書面によって情報を共有するだけでなく、左陪席から口頭で説明や相談をするよう促すことにより、右陪席に合議事件に対する関心を持たせるとともに左陪席への指導を経験させることが有益であるとの意見が出された。

合議メモについては、右陪席の便宜のためには詳細なものが望ましいが、詳細なメモの作成は左陪席の負担となるとの議論に関し、庁全体として合議メモの標準的な形式を統一したところ、これにより、主任裁判官のメモ作成の負担が軽減し、読み手としても、形式が統一されたことで読みやすくなったとの実例が紹介された。

なお、高裁協議員から、合議で判断されたものであるにもかかわらず、どうしてこのような結論になるのかといった疑問を感じる事例については、合議がうまくできなかっ

たのだろうと推測することはできるものの、記録を見るだけでは、具体的に合議のどこに問題があったのかまでは分からないと指摘があったが、地裁協議員からは、高裁からは問題があるという指摘をしてもらえば十分であり、それを基に、合議を良くするためにどうすればよいかは地裁において考える必要があるとの意見が述べられた。

(付合議の在り方)

合議相当事件を確実に合議に付すための工夫として、新件については、左陪席だけでなく、部総括等にも訴状を回覧して合議相当事件かどうかを検討する例や、庁全体の付合議基準を策定している例（具体的には、「原則合議事件」「要審査合議事件」といった類型を設け、前者に該当する事件は原則として合議に付し、後者に該当する事件は配てんされた段階で必ず申し出て協議すべきこととするなど）が紹介され、直ちに合議に付さないまでも今後の進行によっては合議に付すことを検討すべき事件についても、部内で認識を共有しているといった例も紹介された。

次に、単独事件として係属している合議相当事件については、適切な時期に、漏れなく付合議することが重要であるとの認識で一致した。そして、そのような付合議を可能にするための工夫として、多くの庁で行われている棚卸しを定期的に行ったり、昼食会で単独事件の処理状況を話題にしたりすることを通じて、部に係属する事件の状況を把握し、合議相当事件が埋もれないようとしている、合議相当事件を他の事件処理の状況等により直ちに合議に付すことができない場合でも具体的な審理状況等に照らして合議に付すべきタイミングを協議しておくといった実例が紹介された。なお、合議に付した事件については、その理由を一覧表の形式で残すことによって部内で合議相当事案についてのコンセンサスを形成し、以後の類似事件のスムーズな付合議につなげているとの工夫例も紹介された。

もっとも、単独事件の付合議を検討する際に、当該事件を担当する右陪席が付合議に積極的とはいえない場合があることも紹介されたが、これについては、部総括が付合議のメリットを打ち出していく必要があるとの意見が複数出され、合議に付したことによって質の高い判決や落ち着きの良い和解につながることを右陪席に実感してもらえるような合議をすることが重要であるとの意見や、弁論準備手続を右陪席の単独受命とするのではなく、事件の内容によって、①裁判長と右陪席の受命にして裁判長の訴訟指揮を見てもらう、②右陪席と左陪席の受命にして右陪席に裁判長的な役割を果たしてもらう、③付合議前に右陪席が代理人と良好な関係を築けなかつたような事件では例外的に裁判長の単独受命とするといったバリエーションを設けるなどすれば、右陪席に合議のメリットを感じてもらえるのではないかとの意見も出された。

なお、高裁協議員からは、繁忙支部や本庁の専門部等において、合議相当事件を単独事件として処理している例が散見されるとの指摘が複数あり、改善が必要であるとの認識が共有された。

イ 単独事件についての意見交換

【資料3・44~47頁参照】

部内における単独事件についての意見交換については、合議相当事件の発見や単独事件の処理の適正を図る上でも有益であるところ、これが活発に行われるようとするためには、部内で相談しやすい雰囲気作りが大切であるとの認識で一致した。もっとも、右陪席がなかなか相談してこない場合もあるとの実情が紹介され、この点についての工夫例として、①相談のための時間を確保する、②右陪席の相談に対する遠慮や抵抗感を取り除くために部総括から右陪席に対して自己の単独事件の相談を持ち掛ける、③定期的なミーティングの時間を設けて各裁判官が単独事件の相談を必ず行うように申し合わせるといった方法が紹介された。

なお、単独事件についての意見交換等に関しては、裁判の独立との関係で注意が必要ではないかとの指摘もあったが、この点については、裁判の独立とは自ら決定することであり、決めるに当たって他者の意見を広く聞くこと自体には問題がないとの意見が出され、異論はなかった。

(2) 部外の裁判官との意見交換

【資料3・48~53頁参照】

合議事件及び単独事件のいずれについても、部の枠組みを超えて庁全体で意見交換が行われている実情等が紹介された。

まず、合議事件に関しては、担当部の部総括、陪席裁判官、他部の部総括等複数名が集まって、質の高い合議ができたと思われる事例や十分できなかつたと考えられる事例について意見交換を行う取組や、複数の部で合議事件の処理について意見交換を行う取組が紹介され、これらの取組については、これまで直接聞く機会のなかつた他部の合議の実情や工夫等を知ることができ、合議の在り方を考える上で非常に参考となっているとの感想が述べられた。また、上記のとおり庁内で合議メモの在り方を検討して標準的な形式の統一を図る取組のほか、左陪席が集まって各部の合議の方法や合議事件の判決の書き方等について意見交換を行う取組が紹介され、左陪席にとって合議の多様性に接することを通じて成長する契機の一つとなっているとの指摘もあった。

また、単独事件に関しては、有志の右陪席が中心となって、他の裁判官の期日における訴訟指揮を見学する期日見学の企画や、模擬記録に基づき希望者が裁判官役として争点整理を実演した上で意見交換を行う模擬争点整理手続の取組が紹介され、このような取組は、単独事件を担当する右陪席等が、自らの訴訟指揮等を客観的に省みて改善すべき点を改善したり、ノウハウや工夫例を共有したりする良い機会となるとの認識で一致した。

そのほか、大規模な地裁からは、以前から部の枠組みを超えた委員会等において様々なテーマについて意見交換を行い、その成果を公表するなどしてきた実情が紹介され、今後は、そのような取組をより広げて運営改善につなげていくべきといった意見が述べ

られた。また、司法研修所での研究会や各種協議会の結果を地裁民事部の全裁判官等が参加する場で報告し、質疑応答の時間を長く設けて実質的な議論をしている例も複数紹介された。

5 弁護士会との意見交換等

(1) 弁護士会との意見交換の在り方及び留意すべき事項

〔資料3・57, 58頁, 資料4参照〕

弁護士会との意見交換の実情として、各庁において、様々な形式やテーマにより、定期的に意見交換を行っていることが紹介されたほか、弁護士を個別に講師として招いて裁判所に対する意見を述べてもらう機会を設ける試みも紹介された。

まず、弁護士会との意見交換については、争点整理、釈明権の行使、心証開示、合議事件といったテーマが取り上げられているところ、このような意見交換を通じて、裁判官は心証開示をしているつもりでも弁護士には伝わっていない場合が多いといった認識の違いが明らかになったり、弁護士が裁判所の訴訟運営のどこに関心を持っているかが分かつたりするなど、外部的視点を取り入れて自己の審理を客観視する良い機会になっているとの意見が複数出されたほか、弁護士会との協議も踏まえて争点整理の進め方についてのガイドラインの策定といった成果につなげた例も紹介された。

また、弁護士講師による講演会等については、和解勧試や心証開示に関する具体的な不満や要望を率直に話してもらうことにより、運営改善に向けての手がかりを得られたといった感想が紹介された。

(2) その他の情報の活用の在り方

〔資料5参照〕

その他の外部的視点の活用例としては、出向経験者や弁護士任官者など外部経験のある職員等に対し、外部から見た裁判所の問題点についてアンケートを実施した例や、適正な裁判を実現するという裁判官と同じ組織目標の下で様々な裁判体の訴訟運営を経験している書記官及び事務官に対し、訴訟運営の在り方に関するアンケートを実施した例が紹介され、前者については、厳しいコメントもあったが参考になったとの意見が述べられた。

協議事項(2) 争点整理において裁判所が果たすべき役割とそれに見合った審理の在り方

1 争点整理の現状と裁判の質への影響

- (1) 民訴法が志向する争点整理の在り方（裁判所の果たすべき役割といった視点も含む。）と争点整理の現状とのかい離の有無
- (2) 上記のようなかい離が生じる要因及び当該かい離が生じることによる裁判の質への影響

争点整理の現状としては、争点整理手続（主として弁論準備手続）において、必ずしも活発な口頭議論が行われていないとの意見が多く出され、それにより、当事者の主張立証が散漫になるなどの影響が生じていると指摘された。

活発な口頭議論が必ずしも行われていない要因としては、弁護士側の準備不足や、口頭議論により裁判上の自白を採られたり不利な心証を抱かれたりすることへの警戒感を挙げる意見がある一方で、裁判所側も、準備が不足していたり、口頭議論の前提となる法的判断枠組みの設定という役割を十分に果たせていなかったりすることがあるとの意見が出された。

その上で、裁判所としては、当事者の訴訟活動の現状等を踏まえて、充実した審理を実践するために、どのような役割を果たすべきかを考える必要があるとの意見や、民事訴訟法施行当時の議論を直接体験していない世代が増えて充実した争点整理を行うという気概が薄れきっているので、改めて同法の理念や趣旨に立ち返った議論をしていく必要があるとの意見が出され、異論はなかった。

2 争点整理を充実させるために裁判所の果たすべき役割

(1) 争点整理開始前（実質的答弁書が提出された段階）における役割

〔以下の協議全体につき、資料3・59～86頁、資料6参照〕

【設例】

亡A（平成26年11月25日死亡）の相続人（長男）であるXが、同じく相続人（二男）であるYに対し、Yが、亡Aの死亡前の平成24年1月から同年12月までの間に、十数回にわたり、亡Aの預金口座から合計800万円を無断で引き出したと主張して、不法行為に基づき、上記800万円の2分の1（法定相続分）に相当する損害賠償金400万円及び遅延損害金の支払を求めた。なお、亡Aは、平成26年9月末までY宅の近所で独居していた（Xとは疎遠であった）ところ、Xは、同年10月、亡Aを老健施設に入所させるとともに、亡Aにつき成年後見開始の審判の申立てをしたが、亡Aは、同申立てに係る審判がされる前に死亡したものである。

Yは、答弁書において、上記800万円を自ら引き出したことを認めつつ、それらは亡Aから贈与されたものであり、かつ、一部は亡Aの生活費等に充てたと主張して、請求棄却の判決を求めた。

裁判所（単独体）は、第1回口頭弁論期日において、事件を弁論準備手続に付した（なお、XYいずれも弁護士を訴訟代理人に選任している。）。

設例（資料6）の冒頭部分（上記参照）に基づき、争点整理開始前の段階において裁判所が果たすべき役割について協議した。

まず、争点整理に入る前に必要となる情報については、相続関係書類、被相続人の預金口座の取引明細等といった基礎資料が必要であることに異論はなく、当事者間の事前交渉（調停を含む。）の有無や程度、和解等の訴訟進行に関する意向も有益な情報であるから収集することが望ましいとの指摘もあった。さらに、上記の設例のように親族間の贈与が問題となる事例では、被相続人の生活状況や当事者双方と被相続人との家族関係といった背景事情についても、早い段階で積極的に求証明すべきとの意見もあったが、

争点が明確になっていない状態で背景事情につき求釈明することは、当事者の主張立証を拡散させるおそれがあるため、積極的に求釈明することはないとの意見や、背景事情よりも、まずは双方の主張の骨格を整理すべきであるとの意見が多かった。

なお、背景事情についても積極的に求釈明すべきとの立場からも、求釈明に対する回答を書面で提出させると、反対当事者もこれに対して認否反論することになり、主張が拡散するおそれもあるので、今後の審理の見通しを付けるための情報とする趣旨であれば、回答を口頭で聞き取るだけでよいとの意見も出された。

(2) 争点整理中における役割

- ア 中心的争点を把握するための訴訟指揮及び当事者との認識共有
- イ 中長期的な審理の見通しの検討と当事者等との認識共有

(争点整理序盤)

【設例】

第1回弁論準備期日において、Xは、亡Aは平成23年頃から認知症のために意思能力を失っており贈与をすることはできなかつたと主張し、上記審判申立て時に後見相当の診断書を発行した医師Bの意見書(平成26年10月当時は高度の認知症(HDS-R 3点)であり、それ以前の生活歴等から、平成23年には判断能力がなかつたと考えられるとの内容)を提出するとともに、引き出された預金が亡Aの生活費等に充てられたことを争つた。これに対し、Yは、使途に關し、大量のレシートを提出するとともに、意思能力に關し、亡Aが通院していた医療機関にカルテの送付を求める文書送付嘱託の申立てをした。裁判所は、同期日において、上記申立てを採用した。

期日間に、医療機関がカルテの送付を拒否したことから、Yが文書提出命令の申立てをしたが、裁判所は、その判断を留保した上、第2回弁論準備期日において、XYに対し、「事実関係について更に主張してください。」と促した。これを受け、XYは、その後、引き出した預金の使途や生前の亡AとXYそれぞれとの関係について主張反論を重ねた(特に、Yは亡Aを献身的に世話をしてきた旨を強調。)。なお、亡Aの贈与については、Yからは「引き出した預金については亡Aから贈与を受けた」という程度の概括的な主張がされたのみであり、Xからは意思能力の点以外に特段の反論はない。

設例(資料6)の【争点整理序盤】の部分(上記参照)に基づき、争点整理序盤の段階において裁判所が果たすべき役割について協議した。

この点については、被告が主張している預金に係る贈与の時期、対象(債権か現金か)、態様等が不明確な状態のままであり、引き出した預金の一部は被相続人の生活費等に充てたとの主張も法的構成が不明確な状態であるので、いずれについても、基本的な法的判断枠組みを明らかにするよう積極的に求釈明すべきであるところ、上記の設例のように「事実関係について更に主張してください。」と求めるだけでは、裁判所の問題意識が伝わらないとの意見が出され、異論はなかった。

そして、特に争点整理序盤の段階においては、裁判所が今後の審理の方向性（法的判断枠組み）を固めていくことが必要であり、そのためには、裁判所の問題意識や方針を明確に示すべきであるとの認識で一致した。

（争点整理中盤）

【設例】

裁判所は、第4回弁論準備期日の後、上記申立てに係る文書提出命令を発令したところ、医療機関は、即時抗告をした。高裁において、抗告は棄却され、その後、医療機関からカルテが提出された。Yは、第5回弁論準備期日において、当該カルテの一部（亡Aは、平成22年に軽度の認知症と診断され、その後、平成23年8月には中等度（HDS-R 11点）、平成25年8月には高度（HDS-R 7点）となったこと等が記載されている部分）を書証として提出した上、これに基づき、亡Aの意思能力は失われていなかつたと主張した。

Xは、第6回弁論準備期日において、反論の準備書面及び書証（文献等）を提出了。これに対し、Yは、贈与の事実について補充主張する予定であると述べたが、裁判所は、上記カルテ及びBの意見書により、亡Aの意思能力は平成24年1月までに失われていたと認められるとの心証に達していたことから、「その点はもう十分ですので、今回のXの準備書面に対する反論があれば、次回までにお願いします。」と述べた。

設例（資料6）の【争点整理中盤】の部分（上記参照）に基づき、争点整理中盤の段階において裁判所が果たすべき役割について協議した。

この点について、裁判所は、被告が被相続人から預金の贈与を受けた時期は平成24年であると判断し、その当時の被相続人の意思能力の有無を中心的な争点と捉えているようであるが、被告が贈与の事実について主張したいと述べている状況において、裁判所から「その点はもう十分です」と伝えられたのでは、被告は贈与の主張が認めてもらえるものと誤解するおそれがあり、裁判所と当事者との間で、中心的争点につき認識の共有ができていないとの意見が複数出され、異論はなかった。

その上で、争点について当事者との認識共有を図るために、裁判所として、カルテや意見書といった証拠を示しつつ、暫定的な心証を示すべきであったとの意見や、当該暫定的心証を踏まえて、引き出した預金の使途に関する法律構成の検討や立証について釈明を求めるべきであったとの意見が出された。この点に関し、高裁協議員からは、適切な釈明権の行使や暫定的心証開示がされていないために、控訴審で不意打ちだと非難される事件が一定数存在するとの実情が紹介され、その要因については、当事者の反発や争点の拡散をおそれて、紛争の実相に迫ることを避けていることが考えられるとの意見が多く述べられた。

これを踏まえて、地裁協議員からは、争点整理終盤の段階で新たな主張をされると、審理期間の長期化をおそれて真相に迫ることをちゅうちょすることにもつながり得るので、

当事者の主張の骨格が明らかになる争点整理の中盤段階で、間接事実レベルまで十分な整理をしておく必要があるとの意見が述べられ、異論はなかった。

ウ 付隨的申立てへの対応

【資料2・グラフ22参照】

上記の設例において、裁判所が医療機関にカルテの提出を求める文書提出命令の申立ての判断を留保した点につき、当該申立てについて判断しても当事者間の緊張関係が高まることはないとしても、即時抗告がされた場合には記録が高裁に送られて手続が停止する可能性があるので、文書提出命令の判断をする前に任意の解決ができないか探りたいという心理が働くとの指摘もあったが、被相続人の意思能力を判断する上で、カルテは不可欠であるから、速やかに文書提出命令を発令すべきであるとの意見が多かった。

また、この点に関し、複数の高裁協議員から、地裁の判断を変更する場合や文書提出義務の存否について難しい判断が求められるような場合には時間を要することもあるものの、一般論としては、地裁の審理を止めてしまう付隨的申立てに係る即時抗告の審理については、できる限り速やかに行うよう意識しているとの実情が紹介された。なお、たとえ即時抗告がされたとしても、必要に応じて高裁から記録を借り出すなどすれば、審理を続けることは可能であるとの意見もあった。

エ 期日間準備

争点整理を充実させる期日間準備の在り方については、書記官と期日前にミーティングを行って、争点や準備書面等の提出状況を確認する際に次の期日に向けて速やかに行うべき事項を確認したり、連絡票を用いて書記官に期日間の準備事項について伝えたりする例が紹介されたほか、期日間準備に関する裁判体の一般的方針を書面に記載して書記官との認識共有を図る取組も紹介された。

また、ミーティング等において、書記官に求める役割を説明し、それが最終的な事案の解決に貢献していることを伝えたところ、書記官の期日間準備についての意識が変わった経験もあるので、裁判官が、書記官との間で期日間準備の目的や方針について共通認識を作ることが必要であるとの意見もあった。

(3) 争点整理終了段階における役割

ア 人証調べや鑑定等の検討

【資料2・グラフ20, 21参照】

(争点整理終盤)

【設例】

Yは、第7回弁論準備期日において、準備書面（Yが平成20年に亡Aから預金通帳を託された旨の記載がある。）を提出し、裁判所は、上記記載について更に主張する予定があるのかYに確認したが、Yは、「その予定はない」と回答した（調書記載なし）。また、裁判所は、X Yに和解の意向を尋ねたが、双方代理人とも、本人が感情的であり和解は難しいと述べたため、それ以上の話はせず、次回に人証申出をするよう指示した。

第8回弁論準備期日において、Xは本人及び医師Bの陳述書を提出して各尋問の申出をし（ただし、Bは遠方に住んでおり出頭できないので所在尋問を必要とする。）、Yは本人の陳述書を提出してその尋問の申出をした。裁判所は、亡Aの意思能力については書証のみで判断することができると考えて、Bを不採用とし、各本人を採用した上、「本件の争点については、これまで主張していただいたとおりであり、中心となるのは、Yが亡Aの預金合計800万円を無断で引き出したか、具体的には、Yに対する贈与の有無ということでおろしいですね。」と確認したところ、XYともそれでよいと述べたので、弁論準備手続を終結した。同期日（書記官の立会いなし）の調書には争点に関する記載はない。

設例（資料6）の【争点整理終盤】の部分（上記参照）に基づき、争点整理終盤の段階において裁判所が果たすべき役割について協議した。

まず、上記の設例における人証の採否について、裁判所は、カルテに記載された診断やHDS-Rから心証を探っており、陳述書を提出した医師を尋問してもカルテの記載に沿ったものとなると予測されることから、医師を尋問する必要はないとの結論に至つたのではないかとの意見が出されたものの、医師の陳述書に依拠して被相続人の意思能力を判断するのであれば、医師にその判断の根拠や前提資料を確認するとともに、医師の陳述書が不利に働く被告に対して反対尋問の機会を与えるためにも、尋問を行うべきであるとの意見が多数を占めた。なお、所在尋問が必要となり得る点は採否の判断に影響しないとの意見が出され、異論はなかった。

次に、一般論としては、協議員の間において、争点の判断に必要であれば尋問を行うべきであることに異論はなく、さらに、書証により一応の認定が可能な場合であっても、判決の説得力や当事者の納得という観点から、事実関係に争いがある以上、基本的に尋問を行うとの意見が大勢を占めた。

もっとも、高裁協議員からは、事実に争いがあるにもかかわらず、尋問しても結論が変わらないなどとして陳述書だけで判決を書いている事案が意外と多いとの指摘が複数あったほか、敗訴する本人を尋問していない事案も見受けられるが公正な裁判の観点から問題であるとの意見や、人証申請がされていない事案であっても、記録上、重要な証人の存在がうかがわれる事案においては、事案の解明のために、当事者に申請を促して、尋問を行うべきであるとの意見も出された。

これを受けて、地裁協議員からは、合議事件において、陳述書があるから人証は不要ではないかとの意見を陪席裁判官から言われることもあるが、実質的な争点に關係する限り、尋問によるテストを経ることが必要であるとの意見や、尋問をすれば和解の糸口を得ることもできるのであり、そのような観点からも積極的に尋問を行うようにしているとの意見が述べられた。

なお、この点に関し、人証調べを行うことにより書記官の立会時間が長くなることを問題視されることがあって尋問を行うことをちゅうちょするとの指摘があつたが、これ

については、特定の書記官に負担が集中しないように調整することは必要であるとしても、書記官の立会時間が長くなること自体が尋問を行わない理由になるものではないとの意見が述べられ、尋問をせずに事件を手早く処理し、書記官に尋問に立ち会う手間を掛けないのが優秀な裁判官であるといった誤解があるとすれば改める必要があるとの認識で一致した。

イ 争点整理を終結するに際して当事者と確認すべき事項と結果の記録化

上記の設例に基づき、争点整理を終結する際に当事者と確認すべき事項及び結果の記録化について協議した。

まず、上記の設例における争点の確認の仕方については、担当裁判官は、被相続人の意思能力の有無を重要な争点と考えているのであるから、当事者との間で、被相続人の意思能力が争点であることを明示的に確認すべきであるとの意見が出され、異論はなかった。

次に、争点整理の結果の記録化については、地裁協議員から、具体的な表現で調書に記録化すると尋問後に争点についての認識が多少変化したときに判決の記載とそごが生じてしまうことをおそれて、争点整理の結果を調書に記録化することに消極的になる傾向があるとの意見も述べられたが、これについては、高裁協議員から、確認したのと全く異なる争点が出てきてしまった場合は、当事者との認識共有のため、再度争点を確認する必要があるものの、調書の記載に必要以上に拘束される必要はなく、基本的には判決の時点で適正な争点を書けばよいとの意見が出され（他の高裁協議員から異論は出なかつた。）、地裁協議員からも同趣旨の意見が述べられた。さらに、地裁協議員からは、当事者と争点を確認し、当事者と共有した事項である以上は調書に記載するようにしているとの実情が紹介され、これに消極的な意見は特になかった。

なお、法律上確認することが必要なのは争点ではなく人証調べで立証すべき事項であり、主要事実レベルの争点は口頭で確認し、人証で立証すべき重要な間接事実のレベルを調書に記録すればよいとの意見も出された。

ウ 紛争解決の方向性の再確認（当事者の意向聴取等）

（争点整理終了後）

【設例】

第2回口頭弁論期日において、X・Y各本人の尋問が行われた。Xは、平成26年9月以降の亡Aの状況について陳述し、Yは、同月以前の亡Aの状況、平成20年に亡Aから通帳を託された状況、預金を引き出した際の状況（亡Aに断った上で引き出した）等について陳述したが、双方とも、尋問中、相手に対する反感をあらわにし続けた。

裁判官は、尋問終了後、直ちに弁論を終結し、その後、Bの意見書・陳述書に依拠して、「亡Aは、認知症により平成24年1月までに意思能力を欠く状態となっていたから、Yが引き出した預金を贈与したとは認められない」「Yが引き出した預金を亡Aの生活費等に充てたと認めるに足りる証拠もない」との理由により、Xの請求を全部認容する判決をした。

Yが控訴し、Bの意見書及び陳述書の信用性やカルテの評価を争い、引き出した預金の一部を亡Aの生活費等に充てたと主張するとともに、平成20年の段階で亡Aから預金債権を譲り受けた旨を新たに主張した。Xは、上記新主張について、時機に後れた攻撃防御方法であるとして、却下の申立てをした。その後、控訴審において、YがXに対して解決金100万円を支払う内容の和解が成立した。

設例（資料6）の【争点整理終了後】の部分（上記参照）に基づき、争点整理終了後における紛争解決の方向性の再確認の在り方について協議した。

この点、上記の設例のように親族間の感情の対立が激しい事案であっても、和解勧試を行うべきであるとの意見が出され、異論はなかった。

もっとも、複数の高裁協議員から、一般論として、和解勧試を行うのが相当な事案であるにもかかわらず、地裁において全く和解勧試をしていない事案が多く見られるとの指摘があった。また、審理の早期の段階で和解を試みたものの和解ができなかつた事案について、証拠調べの後などに、再度、和解勧試をするべきであったと思われるのに、和解勧試をしていないものが多く見られるとの指摘もあった。その上で、当事者が和解を拒絶するような姿勢を示していても、最終的には和解が成立する事案も多数あるので、むしろ感情的対立が激しい事案においてこそ、積極的に和解を試みるべきであるとの意見が大勢を占めた。

地裁協議員からも、積極的に和解勧試を行っていくべきとの意見が多く述べられ、弁護士は自ら和解の意向を示すと、自己の主張や証拠が弱いと思われてしまう心配があるため裁判所からの和解勧試を期待している場合があるとの指摘や、部総括は、合議事件の処理を通じて、陪席裁判官に対し、紛争解決手段としての和解の意義や、和解を試みる姿勢、当事者との信頼関係の築き方等を伝えていくことも必要であるといった意見も述べられた。

エ その他

上記の設例に基づき、控訴審での新主張の提出について協議した。

この点については、高裁協議員から、事案の経緯からすれば、地裁の審理不尽であるから時機に後れた攻撃防御方法として却下することはできないとの意見と、地裁で、平成20年に預金通帳を託された旨の記載がある準備書面を提出した際に、裁判所から更なる主張の予定を確認されているのであるから、弁護士であれば、その時点で新しい主張をするべきであったとして、控訴審においては時機に後れたものとして却下すべきとの意見もあった。もっとも、却下すべきとの立場からも、地裁における裁判所と代理人とのやりとりの結果が調書に記載されていないことが、却下する上で障害となるとの指摘があった。

民事局からの情報提供

1 民事執行法改正について

(1) 「民事執行手続に関する研究会」の実施

民事執行法改正については、平成28年中の法制審議会への諮問を見込みつつ、これに向けた論点整理を目的として、平成27年10月から金融財政事情研究会（きんざい）において「民事執行手続に関する研究会」が開始され、平成28年6月に取りまとめが行われた。研究会報告書は、きんざいのホームページに公表されているが、その概要は次のとおりである。

(2) 改正検討項目

ア 債務者財産の開示制度の実効性の向上

債務者財産の開示制度としては、大きく二つの制度が議論されている。一つは、財産開示制度の改正であり、もう一つが第三者財産照会制度である。いずれも金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、必要な改正が検討されているものであり、財産開示制度については、実効性向上の観点から、①実施要件の緩和、②債務者が過去に処分した財産の開示、③虚偽陳述や正当な理由のない不出頭に対する制裁強化などが、第三者財産照会制度については、債務名義を有する債権者による金融機関等に対する債務者財産に関する照会制度が検討されている。

イ 不動産の競売における暴力団員の買受け防止の方策

近時の公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組を背景に、暴力団員が、競売物件を取得して組事務所にすることや、物件を転売することによって資金源を得ることを防止するという制度目的は、特段異論のないところであるが、その目的と執行手続の迅速性の要請をいかに両立させるかが課題とされている。研究会では、考えられる様々な方策のうちの一つのたたき台として、執行裁判所が手続内で最高価買受人が暴力団員か否かを職権で認定判断し、暴力団員の買受けを売却不許可事由とするという制度について議論されている。

ウ 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

現在、民事執行法には子の引渡しに関する明文規定ではなく、実務上は、動産の引渡し執行の規定を類推適用しているが、平成26年4月1日から施行されているハーグ条約実施法を参考に、国内の子の引渡しについて、間接強制前置、債務者と子の同時存在の原則、子に対する威力行使の制限といった規定を設けるか否かが主に検討されている。

(3) 今後の流れ

法務省からは、早ければ本年9月に法制審議会に諮問がされると伺っている。

2 民法（相続関係）等の改正について

法制審議会民法（相続関係）部会は、本年6月、民法（相続関係）等の改正に関する中間試案の取りまとめを行った。この中間試案については、パブリックコメントが行われる。

3 民事情報データベース（ミンフォ）について

J・N E T ポータル上で運用を行っていた「民事情報データベース」(以下「ミンフォ」という。)の改修を行い、利便性を向上させるために、画面構成等の改善や掲載情報の充実等の見直しを行った。

ミンフォは、民事事件に関する事務処理をする上で有益な情報へのアクセスとその活用を支援することを目的として、協議会の結果要旨や通達・事務連絡、各種統計データといった、様々な情報を掲載していることから、大いに御活用いただきたい。

4 消費者裁判手続特例法関係について

消費者裁判手続特例法及び消費者裁判手続特例規則が本年10月1日から施行される。この制度は、多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追行するものであり、手続としては、まず、多数の消費者に共通する金銭の支払義務の確認を求める共通義務確認訴訟があり、そこで共通義務が確認された場合、次に対象債権の確定手続において個々の消費者の債権の存否や内容が確定されるという二段階型の手続となっている。

施行準備に当たっては、ミンフォも御参考いただきたい。

5 テレビ会議の積極的活用について

民事事件等におけるテレビ会議システムの利用については、平成20年3月19日付け民家総3局長連名通達及び平成24年12月7日付け民家総3局長連名通達に定められているところであるが、その運用について、本年7月4日付けで、民家総行経5課長連名の書簡が発出された。

この書簡は、テレビ会議システムを利用する場合に、当事者等が出頭する接続先の裁判所（出頭裁判所）において当該手続に立ち会う職員は、当該手続を主宰する裁判所が、相当と認めるときは、その指示により、当該手続に終始立ち会うことまではしなくても差し支えないこと等を明らかにするものである。出頭裁判所の負担となり得る職員の立会いは、テレビ会議利用のあい路となっていた可能性もあるが、この書簡の趣旨を踏まえ、テレビ会議の利用がふさわしい事案においては、その活用を図っていただきたい。なお、民事局においては、今後、各庁の活用状況を参考にするなどしつつ、民事訴訟手続においてテレビ会議システムを利用する場合に、出頭裁判所における職員の立会いを省略する際の留意点等を整理することなども考えているところであるが、各庁においても、活用の在り方について御検討いただきたい。

6 民事調停の一般広報用ツールについて

民事調停事件の新受件数は、特定調停事件の大幅な減少により全体的に減少しており、特定調停事件以外の調停事件を見ても、平成24年以降減少傾向が続いている。

民事調停の事件数の減少要因については様々なものが考えられるが、一つには、民事調停の制度自体に対する国民の認知度が高くないことが指摘されており、民事調停がより広く活用されるようにするために、その制度をより積極的に広報していく必要があるものといえる。この点、民事調停に関する広報用ツールとしては、リーフレット等が

あるが、これは、現に紛争を抱えてその解決を検討している方に対する手続案内を主たる目的とするものであるため、民事調停に関する一般的な広報を行うためのツールとしては使いにくい面もある。そこで、民事局において、各庁のニーズに応じて自由に活用することができる新たな一般広報用のツールを作成し、本年6月、その電子データを各庁に提供させていただいた。今後、各庁において、これを適宜アレンジし、ちらしやポスターを作成するなどして、民事調停の広報活動に活用していただきたいと考えているので、高裁・地裁の裁判官にもその趣旨を御理解いただき、適宜意見を述べるなどして御協力いただきたい。

以上